

藤井寺市埋蔵文化財の本発掘調査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める埋蔵文化財の発掘調査のうち、国庫補助事業の対象となるものを除く本発掘調査について、本発掘調査の一部を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）からの依頼に応じて、その一部を実施する場合における必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 依頼者は、埋蔵文化財の本発掘調査に係る協議を希望する場合、あらかじめ、協議申請書（様式第1号）を藤井寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の協議申請書を受理したときは、本発掘調査の具体的な実施方法について、依頼者と速やかに、協議を開始するものとする。

3 前項の協議が終了したときは、協議の結果について、本発掘調査に係る協議書（様式第2号）を作成するものとする。

(本発掘調査の依頼)

第3条 前条第3項の協議書に基づき、依頼者は、あらかじめ、本発掘調査依頼書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の本発掘調査依頼書を受理したときは、依頼者に対して、本発掘調査の依頼について（回答）（様式第4号）により回答を行うものとする。

(契約の締結)

第4条 前条第2項の規定により依頼を承諾する旨の回答を受けた依頼者は、速やかに、市長と様式第5号により契約を締結しなければならない。

(経費負担)

第5条 依頼に係る本発掘調査に関する経費は、依頼者の負担とする。

(精算)

第6条 市長は、依頼に係る本発掘調査が完了したときは、調査費用精算書（様式第6号）を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本発掘調査に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した発掘調査から適用する。

年 月 日

藤井寺市教育委員会

教育長

住所

申請者

氏名

印

連絡先 住所

氏名

電話

協 議 申 請 書

今般、下記土地において工事計画を立案しておりますが、年 月 日
から 年 月 日にわたり確認(試掘)調査を行った結果、遺物・遺構が
検出されました。つきましては埋蔵文化財本発掘調査費用についての協議を申請しま
す。

記

1. 協議に係る調査場所及び文化財名

所在地 藤井寺市

文化財名 遺跡

2. 開発面積

3. 計画内容

(詳細は、文化財保護法第93条第1項届出書の添付書類等のとおり。)

本発掘調査に係る協議書

1. 協議に係る調査場所及び文化財名

イ 所在地 藤井寺市
ロ 文化財名 遺跡

2. 本発掘調査概要

イ 調査面積 m²
ロ 調査日数 現地調査(外業) 日間程度(実働日数)
整理作業(内業) 日間程度(実働日数)

ハ 本発掘調査費用

本発掘調査費(藤井寺市受託分)内訳書に記載された金額 _____ 円
と、それとは別に本発掘調査要項に記載の内容を申請者側で準備する。

(詳細は別紙添付資料を参照)

ニ 調査開始予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 添付資料

本発掘調査費(藤井寺市受託分)内訳書、本発掘調査要項、調査範囲図

4. 協議条件

上記金額には、現場事務所・ベルトコンベア - など本発掘調査中に必要な機材及び作業員賃金、機械借り上げ費などは含まない。これらについては、本発掘調査要項に基づき、依頼者側で積算及び調達を行う。

また、現地調査(外業)は、工事施工前に実施するものとする。

申請者 (以下「甲」という。)と、藤井寺市教育委員会教育長 (以下「乙」という。)とは、上記事項のとおり合意し、よって本発掘調査に係る協議書を締結する。

本協議の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 _____ 月 _____ 日

甲

印

乙 藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市教育委員会
教育長

印

本発掘調査費（藤井寺市受託分）内訳書

遺跡（調査区番号）

単位：円

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
賃金	外業調査員	0	人		0	
	内業調査員	0	人		0	
	外業調査補助員	0	人		0	
	内業調査補助員	0	人		0	
	通勤費	0	人分		0	
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
共済費		0	人分	0	0	社会保険等
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
印刷製本費	調査報告書	300	部	0	0	
	写真現像等	—	式	-	0	
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費	調査用消耗品	—	式	-	0	フィルム、遺物箱、調査用事務用品等
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
その他	遺物撮影等	—	式			
	小計				0	

--	--	--	--	--	--	--

合計（藤井寺市受託分）					0	
-------------	--	--	--	--	---	--

総発掘調査 = 藤井寺市受託分（ 円） + 別紙本発掘調査要項分
 本発掘調査にあたっては、この本発掘調査（藤井寺市受託分）内訳書に記載された金額とは別に、本発掘調査要項の内容を申請者側で準備すること。

特記事項

本発掘調査要項

遺跡（調査区番号

現地での発掘調査に伴う藤井寺市受託分以外については、下記の内容に基づき、申請者側で積算及び調達をおこなうこと。

所在地：藤井寺市

区 分	内 容	数 量	単 位	備 考
調査面積			m ²	
遺構面			面	
現地発掘調査期間			日	現地での発掘調査作業員実稼動日数
仮設トイレ			月	設置撤去及び汲取り込
電気		—	式	
水道		—	式	
重機（オペレーター込）	級、平爪仕様		台	
重機回送費			往復	
ベルトコンベア	m		台	設置撤去込
水中ポンプ	基		月	
その他器材				
現場事務所	間 × 間		月	
発掘調査作業員			人	人数は日毎に変動する
発掘調査作業員については、その員数の8割以上が発掘調査熟練者または1年以上の経験を有するものでなければならない。				
調査用具	道具、シート、その他	—	式	調査に必要なもの
写真撮影用足場	段 連	基	月	設置撤去作業込
写真撮影用足場	段 連	基	月	設置撤去作業込
上記の発掘調査に伴う安全管理		—	式	乙にて行うこと

- ・ 上記の現地発掘調査期間には、整理作業（内業）にかかる期間は含まれない。
- ・ 上記発掘調査については、「埋蔵文化財発掘調査基準仕様書」に基づいて作業を実施すること。
- ・ 安全のための現場の仮囲いは、調査開始までに申請者にて行うこと。
- ・ 安全対策、振動、騒音等には十分留意すること。
- ・ 近隣住民との協議、調整は申請者が責任を持って行うこと。

《その他特記事項》

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

藤井寺市教育委員会
教育長

住所	
依頼者	
氏名	印
連絡先	
住所	
氏名	
電話	

本発掘調査依頼書

先に文化財保護法第93条第1項に基づく届出書を提出しました、藤井寺市における土木工事等に伴い、下記のとおり依頼します。

記

年 月 日付で協議の完了しました上記の土地について、貴教育委員会により本発掘調査を実施して下さるよう依頼します。

なお、本発掘調査費（藤井寺市受託分）内訳書の記載内容につきましては、合計金額を貴教育委員会指定の口座に指定の期日までに振り込みます。本発掘調査要項の記載内容につきましては、調査開始までに当方で直接準備いたします。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（依頼者）様

藤井寺市教育委員会
教育長

本発掘調査の依頼について（回答）

年 月 日付で依頼のありました、藤井寺市 における土木工事等に伴う本発掘調査について、依頼のとおり承諾します。
なお、本発掘調査費用については、依頼者で負担してください。

契 約 書

（以下「甲」という。）と藤井寺市（以下「乙」という。）は、文化財保護法第99条に基づき、藤井寺市における土木工事に伴う本発掘調査の費用負担等について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲が行う土木工事等に伴う本発掘調査についての費用負担区分その他必要な事項について定めるものとする。

（本発掘調査の内容等）

第2条 本発掘調査は、甲乙共同して行うものとし、その内容は別紙本発掘調査実施計画書（以下「実施計画書」という。）のとおりとする。但し、本発掘調査の内容に大きな変更が生じたときは、甲乙双方協議のうえ定めるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、前条の実施計画書に基づき実施する本発掘調査の業務に要する費用を負担するものとする。

2 前条の規定により甲が負担する費用は金 円（別紙契約金額明細書のとおり）とする。

3 甲は、前項の費用のほか、現場作業員に係る経費、掘削用機器借上料その他発掘調査に必要な費用を負担するものとする。

4 第2項の費用に不足を生じたときは、甲乙協議のうえ契約を変更し、甲が不足分を負担するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲は、前条第2項の費用の金 円をこの契約締結後乙が指定する期日までに乙へ支払うものとする。

（精算書の作成）

第5条 乙は、業務を完了したときは、完了後10日以内に精算書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

第6条 乙は、前条の精算の結果、第3条第2項の費用の金額に残額を生じたときは、精算書を甲に提出した日から30日以内にその残額を返還するものとする。

2 前項の精算に伴う残額には、利息を付さないものとする。

（管理責任）

第7条 当該本発掘調査にかかる土地及び工作物等の管理については、甲が責任をもってあたるものとする。

（協議）

第8条 この契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（土地の表示）

所在地	面積
藤井寺市	m ²

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市

藤井寺市長

印

本発掘調査実施計画書

1、本発掘調査場所

大阪府藤井寺市

2、遺跡名

遺跡（調査区番号）

3、調査面積

m²

4、調査依頼者

5、本発掘調査の目的

現計画では現状保存することが不可能であるため、工事施工前に本発掘調査を実施し、記録保存、遺物採取、整理作業及び報告書作成を行う。

6、本発掘調査の予定期間

現地調査（外業） 年 月 日～ 年 月 日

整理作業（内業） 年 月 日～ 年 月 日

契約金額明細書

遺跡（調査区番号）

単位：円

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
賃金	外業調査員	0	人		0	
	内業調査員	0	人		0	
	外業調査補助員	0	人		0	
	内業調査補助員	0	人		0	
	通勤費	0	人分		0	
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
共済費		0	人分	0	0	社会保険等
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
		0	人分	0	0	
小計					0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
印刷製本費	調査報告書	300	部	0	0	
	写真現像等	—	式	-	0	
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費	調査用消耗品	—	式	-	0	フィルム、遺物箱、調査用事務用品等
	小計				0	

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
その他	遺物撮影等	—	式			
	小計				0	

--	--

合計	0
----	---

特記事項

様式第6号(第6条関係)

調査費用精算書

遺跡名	遺跡(調査区番号)
調査地	藤井寺市
調査依頼者	
調査担当者	藤井寺市教育委員会 文化財保護課

見積金額	¥ ,
執行金額	¥ ,
返還金額	¥ ,

調査費用について、上記のとおり報告します。

年 月 日

藤井寺市長

(印)

返還金額は、下記の口座へ振り込みます。

銀行支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	フリガナ

発掘調査費精算明細書

遺跡名	遺跡（調査区番号）			調査地	藤井寺市		
調査 依頼者				担当者	藤井寺市教育委員会 文化財保護課		
項目	内容	数量	単位	単価	執行金額	見積金額	備考
賃金	外業調査員		人				
	内業調査員		人				
	外業調査補助員		人				
	内業調査補助員		人				
	通勤費		人分				
	(小計)						
共済費							
	(小計)						
印刷製本費	調査報告書	300	部				
	写真現像等						
	消費税						
	(小計)						
消耗品費							
	(小計)						
その他	遺物撮影等						
	消費税						
	(小計)						
(合計)							

(金額の単位：円)